

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	南区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(南区東部圏域)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	医療法人有隣会
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>在宅介護支援センターは、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターで、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整、その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的としている。</p> <p>本センターの設置にあたっては、老人福祉法第15条2項に基づき、届け出をする必要がある。</p> <p>本業務は、その性格上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、なおかつ、職員配置においても専門性を要する。また、平成18年3月31日付け、厚生労働省老健局長通知において、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求される。</p> <p>本業務を実施するに当たっては、上記の留意事項を考慮する必要がある。当該地域において、在宅介護支援センターとして、届出が出されている事業所は、医療法人有隣会だけである。</p> <p>同業者は、専門職員を配置するとともに、本事業を円滑に実施する能力をもつ事業者であり本事業者以外では本事業が施行できない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者を選定することとし、随意契約することとした。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	南区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(南区西部圏域)
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人弘優尽会
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>在宅介護支援センターは、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターで、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整、その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的としている。</p> <p>本センターの設置にあたっては、老人福祉法第15条2項に基づき、届け出をする必要がある。</p> <p>本業務は、その性格上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、なおかつ、職員配置においても専門性を要する。また、平成18年3月31日付け、厚生労働省老健局長通知において、事業の実施に当たっては、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求される。</p> <p>本業務を実施するに当たっては、上記の留意事項を考慮する必要がある。当該地域において、在宅介護支援センターとして、届出が出されている事業所は、社会福祉法人弘優尽会だけである。</p> <p>同業者は、専門職員を配置するとともに、本事業を円滑に実施する能力をもつ事業者であり本事業者以外では本事業が施行できない。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者を選定することとし、随意契約することとした。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	南区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市南区東部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、南区東部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】</b>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	南区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市南区西部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市南区西部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	社会福祉法人弘優尽会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、南区西部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人弘優尽会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p><b>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</b></p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	南区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市南区中部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市南区中部圏域 外
契約締結日	令和5年3月30日
契約の相手方名	医療法人財団聖蹟会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、シルバー人材センター等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的に、南区中部圏域における、地域全体で多様な主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するものである。</p> <p>その実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である医療法人財団聖蹟会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>